

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部長寿課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	尾張旭市生活支援コーディネーター設置業務	
業 務 の 概 要	介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインに定める第1層のコーディネート業務の実施	
契約金額(税込)	8,400,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>コーディネーターの設置に当たっては、地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援等を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とされている。</p> <p>本市においては、これらの要件等を勘案し、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインが例示する社会福祉協議会型を採用することとしたため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部長寿課です。